

Press Release

2021年3月8日

商標権侵害差止等請求事件の裁定和解による解決について

当社は、2019年6月5日付「株式会社ESPERANZAに対する訴訟提起について」にて公表いたしましたとおり、株式会社ESPERANZA（以下、「ESPERANZA社」）による商標権侵害行為・周知表示混同惹起行為・著名表示冒用行為・著作権侵害行為の差止め、商標権侵害商品の廃棄、及び損害賠償12,228,050円の支払い等を求め、東京地方裁判所にESPERANZA社に対する訴訟を提起いたしました。本日、本件に関して東京地方裁判所が定めた和解条項により裁定和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本裁定和解に至った経緯

当社は、本件の事案の内容、訴訟を継続した場合に要する時間、最終的な回収の見通し等を総合的に勘案した結果、裁定和解により早期に本件の解決を図ることが最善の策であると判断し、本日、当社とESPERANZA社とは東京地方裁判所が定めた和解条項により裁定和解いたしました。

2. 本裁定和解の内容

ESPERANZA社が「天使の肌砂糖」標章を付した化粧品、せっけん類の販売停止及び解決金の支払い等を内容として東京地方裁判所が定めた和解条項により裁定和解いたしました。なお、和解条件の詳細については、本裁定和解の内容により開示を控えさせていただきます。

3. 今後の見通し

本裁定和解による当社の業績に与える影響は軽微であると認識しております。

当社は、今後も、当社及び他社の知的財産権を尊重し、公正な競争環境において事業活動を推進することを目的として設置いたしました「競合・模倣対策室」を中心として、公正な競争環境を害する行為に対しては、必要に応じて法的措置を含む適切な対応を行ってまいります。

以上

【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

株式会社北の達人コーポレーション 競合・模倣対策室
電話番号：050-2018-7864（部署直通）